平成２９年（フ）第３８６号
奈良県生駒郡平群町吉新４丁目４番35号
債務者　星野　美紀
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１６号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ30―106号
債務者　中山　学
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２３５号
奈良県宇陀市大字陀出新1809番地の１、前住所奈良県桜井市大字脇本735番地の13
債務者　まほろばこと　永井　伸也
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
奈良県大和高田市大字有井140番地３　メゾン幸福荘、前住所奈良県大和高田市内本町９番２号
債務者　理容ツジこと　辻　伸五
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
鳥取県境港市竹内町202番地４
債務者　森脇美保子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１４３号
鳥取県境港市上道町3100番地の１、前住所鳥取県境港市夕日ヶ丘２丁目110番地
債務者　荒木　竜二
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第４号
鳥取県米子市皆生温泉１丁目３番23号、前住所鳥取県米子市皆生温泉４丁目13番８号
債務者　前田　英志
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第４６号
広島県廿日市市大野1981番地１　(101)
債務者　正木　愛
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５５号
広島市南区宇品御幸５丁目19番16―203号
債務者　林　稲子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８号
広島県尾道市因島中庄町2288番地１　ヴィラナリー尾道１号棟403号
債務者　新開　孝
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第４号
山口県下関市西観音町５番19号　さつき館202号、前住所山口県下関市王司川端１丁目４番63号　ベル・カーサＣ　202号
債務者　池田　恵美
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第６号
徳島県徳島市南仲之町２丁目13番地の５
債務者　新谷　紀子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０号
愛媛県松山市土居町686番地　イーストリバーズ松山505号
債務者　大山　千鶴
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
熊本市東区新生２丁目30番３号　コーポ工藤203
債務者　辰岡　弘成
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４４号
大分市日吉町５番１号（シティハイツ山上205）
債務者　亀井　孝宗
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２４号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目27番23―44号
債務者　田原さとみ
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３１６号
兵庫県宝塚市高司１丁目12番27―704号
債務者　西野　美穂
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係